

相続税制改正に関する意見書

国においては、現在、相続税の課税方式の見直しが行われているが、その中で検討されている「遺産取得課税方式」は、それぞれの相続人が取得した財産の額に直接課税されるため、取得額が大きくなるほど累進課税により税負担が増すことになる。したがって、相続税を少なくするために相続財産を均等に分割する均等相続が増加し、農地や林地において所有の分散化を招くことになる。

御承知のとおり農業は、他の産業と異なり、一定規模の生産基盤が必要であり、分散することによって、経営を零細化、ひいては廃業につながりかねない。このことは、今日、食の安全や食料自給率の向上が求められている時代の要請に反するものである。

稲城市を初めとする都市農業は、市民の期待にこたえ、新鮮で安全・安心な農産物を供給するばかりでなく、緑地空間として、ヒートアイランド現象の緩和や災害時の避難場所となるなど、重要な役割を果たしている。また、林地は、二酸化炭素の吸収や水源の涵養、憩いの場の提供など、市民生活にとって重要な機能を持っている。

制度の詳細がわからない状況の中で、農業者や林業者を交えた議論もないまま「遺産取得課税方式」を導入することは、稲城市を初めとする都市農業経営に重大な支障を来すものである。

よって、稲城市議会は、国会及び政府に対し、相続税制の見直しに当たっては、農業者や林業者の意見を十分に反映させ、農業の活性化及び農地と林地の維持・保全に支障を生じさせることのないよう強く要請する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 21 年 3 月 30 日

稲城市議会議長 原田 えつお